

議案第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

令和4年12月25日に在職している市長の任期中の給料について、職員給与の適正化を進めていることに鑑み、時限的に削減するに当たり、改正する必要があるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月23日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第22号

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第10項ただし書中「平成30年12月25日」を「令和4年12月25日」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項の次に次の1項を加える。

10 令和4年12月25日に市長であった者の在職期間のうち、令和8年12月24日までの間における市長の給料の月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。ただし、第3条第2項に規定する地域手当（同条第4項に規定する期末手当（以下同じ。）の算出根拠となるものに限る。）、期末手当及び同条第6項に規定する退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額については、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和4年12月25日から施行する。